

## 磐田市新型コロナウイルス感染症対策本部 第24回本部会議

と き：令和3年4月26日（月） 政策会議終了後

と ころ：本庁舎4階 大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 各作業部会からの報告

- ・ 危機管理部会
- ・ 保健医療対策部会
- ・ 企画調整部会

#### 3 その他

#### 4 閉 会

## 県民の皆様へ

### GW（大型連休期間）に向けた今後の感染防止の留意点について

#### ○感染拡大地域との往来は「極力回避」を！

本県では、隣接する神奈川県、愛知県の感染拡大後 10～20 日で、感染が拡大しています。現在、両隣県で感染拡大が顕著となってきています。

また、全国各地で感染力の強い変異株が急増し、特に関西圏や首都圏では陽性者に占める割合が高まっています。こうした地域との往来は、極力回避し、自らの感染と変異株ウイルスの持ち込みに注意してください！

#### ○移動は「県内で」注意して行動！

- (1) 県内旅行の際には、マスクの着用など基本的な感染防止対策を徹底し、家族や少人数で、混雑する時間や場所を避けて行動しましょう。
- (2) 親睦団体などの団体行動でクラスター事例が発生しています。団体行動の際には、全員のマスクの着用、歌唱や大声の自粛、窓の開閉等による適切な換気など、感染防止に最大限注意しましょう。
- (3) 地域のお祭りやイベントを機会とした飲食などで感染リスクが高まります。お祭りやイベントに参加する場合は、必ず、行事の主催者の指示等に従い、感染リスクの高い行動は控えてください。

#### ○「飲食以外の感染場面」も要注意！

- (1) 日中に長時間、マスク非着用での歌唱でクラスターが発生しています。また、職場や研修所の寮なども感染拡大の場面になっています。
- (2) 既に相手が感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、次の点に特に注意をお願いします。
  - ①集会や歌唱は、感染防止対策や換気対策が十分な場所を選んで
  - ②人と人との距離を十分(なるべく2m以上)開け、できる限り短時間に
  - ③家族以外の方との会話、歌唱は、必ずマスクを着用、消毒を入念に
  - ④狭い空間や共同生活は、感染リスクが高いという認識で予防対策を
  - ⑤職場の更衣室、休憩場所等でも、気を緩めず感染防止の継続を

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面①

### 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面②

### 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③

### マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログリブ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の間でも注意が必要。



## 場面④

### 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤

### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

- 1 **発出期日**：令和3年4月23日  
**宣言期間**：令和3年4月25日から5月11日まで
  
- 2 **対象地域**：東京都、大阪府、京都府、兵庫県
  
- 3 **推 移**：(令和3年)
  - (1) 1月7日発出：緊急事態宣言  
1月8日から2月7日までを期間に、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の4都県を対象に緊急事態措置を実施すべき区域と宣言。
  - (2) 1月13日発出：緊急事態宣言の区域変更  
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を1月13日から緊急事態措置を実施すべき区域に変更。11都府県が緊急事態措置の対象地域となる。
  - (3) 2月2日発出：緊急事態宣言の期間延長及び区域変更  
実施すべき期間を3月7日まで延長。栃木県を、2月7日をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除。10都府県で継続。
  - (4) 2月26日発出：緊急事態宣言の区域変更  
岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県の6府県を、3月7日をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除。緊急事態宣言は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の4都県で継続。
  - (5) 3月5日発出：緊急事態宣言の期間延長  
実施すべき期間を3月21日まで延長。
  - (6) 3月18日発出：緊急事態宣言解除  
3月21日をもって、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の緊急事態宣言を解除。  
これにより、国内全域で解除となった。
  - (7) 4月23日発出：緊急事態宣言  
4月25日から5月11日までを期間に、東京都、大阪府、京都府、兵庫県の4都府県を対象に緊急事態措置を実施すべき区域と宣言。
  
- 4 **今回の緊急事態宣言の新型コロナウイルス感染症への対応措置**
  - ・ 飲食の感染対策、酒類提供飲食店に休業要請
  - ・ 百貨店など大型商業施設の休業要請
  - ・ 変異株対策の強化
  - ・ モニタリング検査など感染拡大防止策の強化
  - ・ ワクチン接種の着実な推進
  - ・ 医療提供体制の充実
  
- 5 **その他**
  - ・ 任意の磐田市新型コロナウイルス感染症対策本部は、緊急事態宣言発出に伴い、法定による対策本部会議へ移行する。

## 緊急事態宣言

	1回目	2回目	3回目
期間	2020年 4月7日～5月25日	2020年 1月8日～3月21日	2021年 4月25日～5月11日
日数	49日間	73日間	17日間
地域	東京など7都府県 (4/16から全国に拡大)	首都圏4都県 (1/14から7府県を追加)	東京、大阪、京都、兵庫
飲食店	PM8:00まで	PM8:00まで	酒・カラオケの提供店は休業 (その他はPM8:00まで)
商業施設	休業 (生活必需品除く)	PM8:00まで	休業 (生活必需品除く)
イベント	中止か延期	上限5000人かつ収容率50%以内	原則無観客
学校	休校要請	休校せず	休校せず
鉄道	減便要請せず	減便要請せず	平日の終電繰上げ 土日・祝日の減便要請

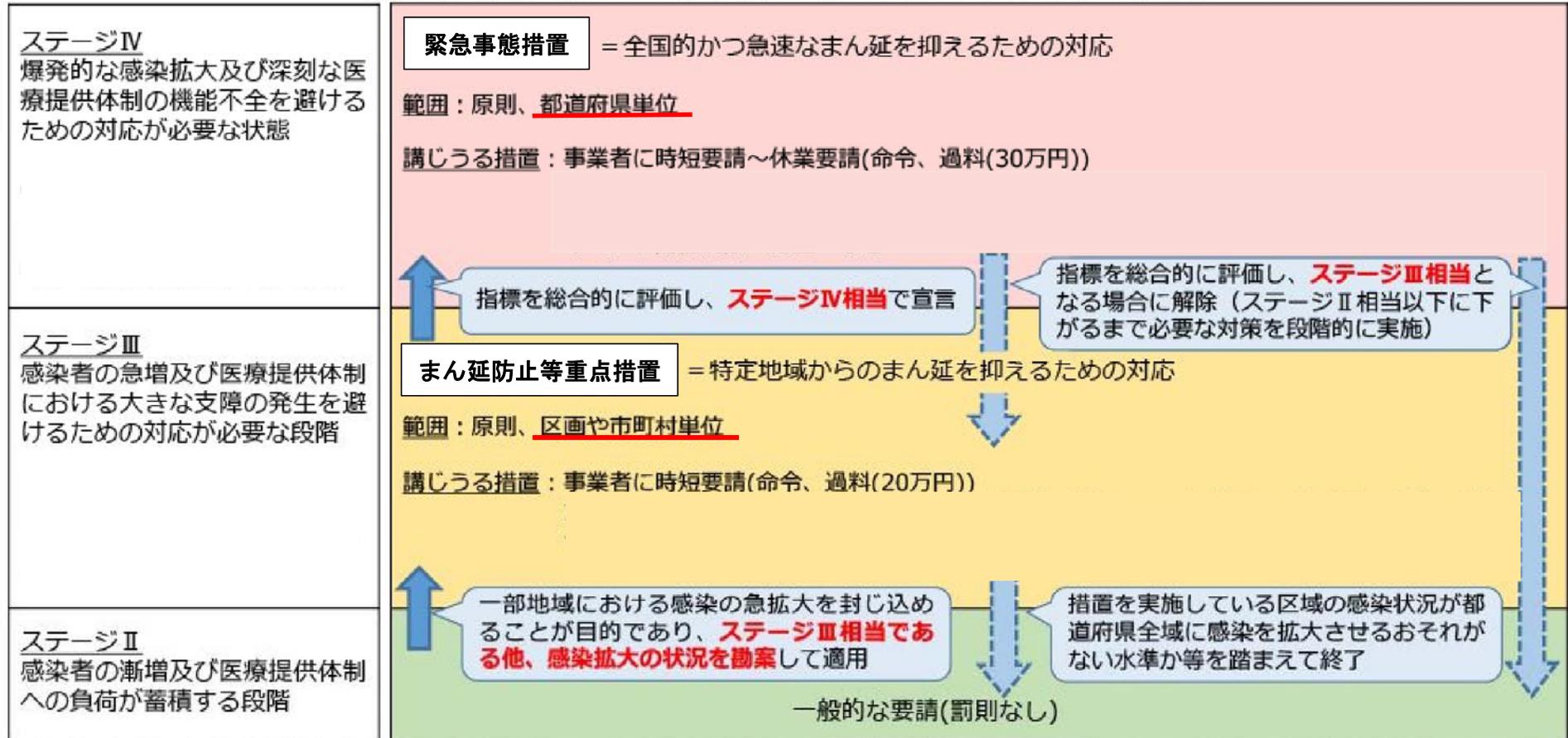
## 「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」の比較表

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
発出の目安 ※1	ステージ4(感染爆発)相当	ステージ3(感染急増)相当
期 間	2年以内 (トータルで1年を超えない範囲で延長可)	6ヶ月以内 (何回でも延長可)
対象地域	都道府県単位	政府が対象とした都道府県知事が指定する市町村 など特定の地域
対応措置	「時短」「休業」とともに要請と命令	「時短」のみ要請と命令
命令違反した際 の罰金 ※2	30万円以下の過料	20万円以下の過料
国会報告	発令や期間延長などの際の報告を法律で義務付け 付帯決議で「事前報告」を要請	付帯決議で「速やかに報告すること」を要請 (法的拘束力なし)

- ・ ※1 発出はいずれも首相が行う
- ・ ※2 2021年2月に成立した改正特措法案で、「正当な理由なく」命令に応じなかった事業者に対して罰則を設けるよう定めている
- ・ 参考

ステージ	確保病床の使用率	入院率	重症者用確保病床の使用率	療養者数 (10万人あたり)	PCR陽性率	新規感染者数 (1週間の10万人あたり)	感染経路不明割合
3	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上	5%以上	15人以上	50%以上
4	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上	10%以上	25人以上	50%以上

**緊急事態措置、まん延防止等重点措置等について**  
 (個別の都道府県の扱いについては、機械的に行うのではなく、その都度、総合的に判断)



※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努める。

4月23日（金）現在は「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」です。

本県の感染状況は、1週間あたりの新規感染者が、人口10万人あたり4.4人、病床利用率も19.8%と増加基調にあり、県の感染流行期は、「感染まん延期・前期」となっています。感染力の強い変異株による感染が継続しており、感染拡大への懸念が増大しています。

また、感染拡大が顕著な東京都と大阪府、兵庫県、京都府に対し、4月25日から緊急事態宣言の発出が予定されています。神奈川県、愛知県をはじめ、都市部を中心にまん延防止等重点措置が実施され、県境地域を中心に、感染防止に向け、細心の注意が必要です。

県民の皆様には、引き続き、以下の8つの対策を重点的に行ってください。また、感染力の強い変異株は、全都道府県での感染が確認されていますので、常に訪問先の情報に注意し、感染拡大地域との交流は、極力避けていただくようお願いします。

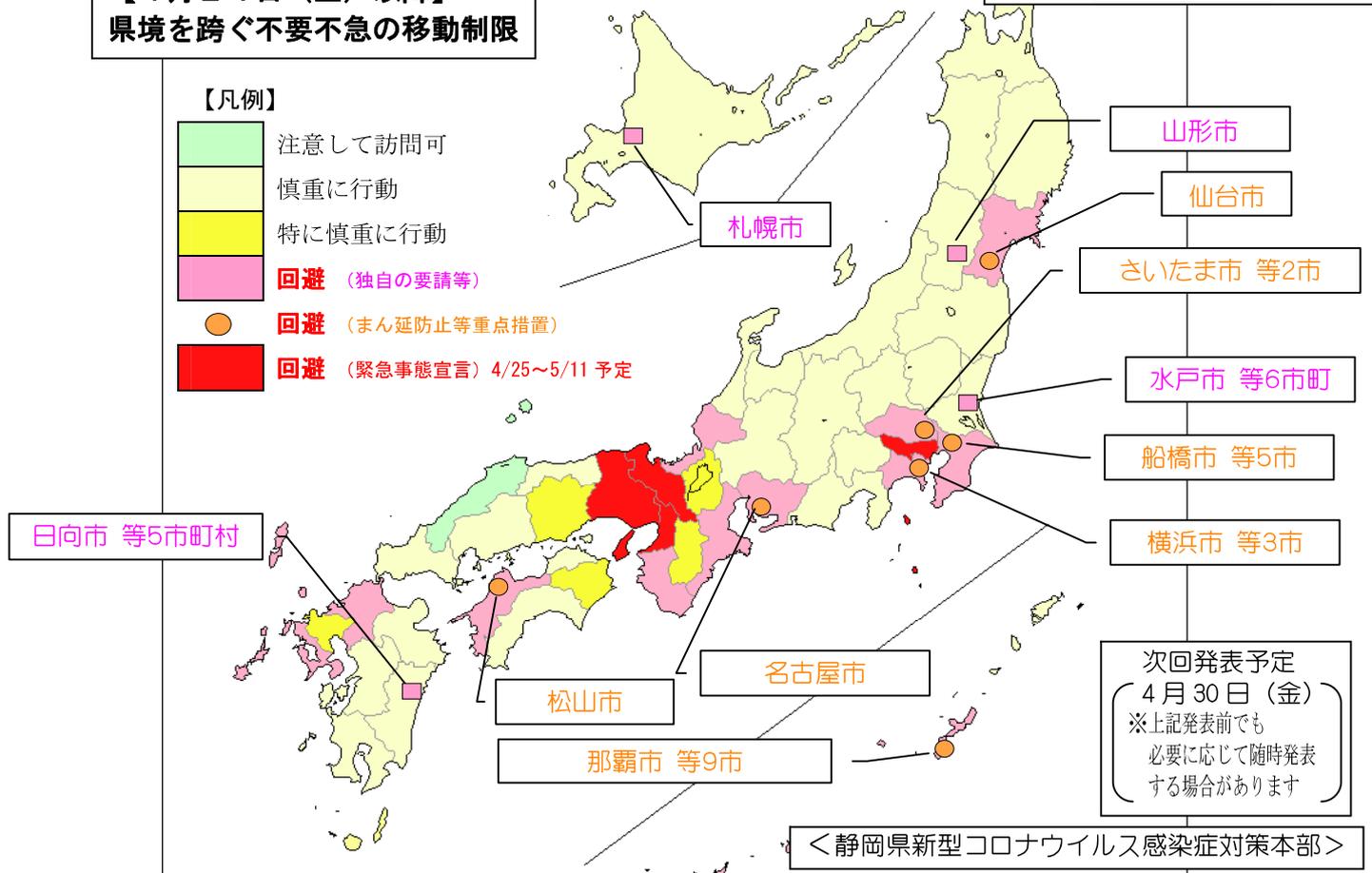
- ①「マスクの着用」、「三密を避ける」など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ②人の移動や人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れず、感染防止対策を継続してください。特に県境地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。
- ③東京都など16都府県等では、不要不急の外出自粛等が要請されています。こうした地域への不要不急の訪問は回避してください。
- ④感染の機会は、マスクを着用していない会話や歌唱などです。常にマスクを着用し、人と人の距離の確保（可能な限り2m）をお願いします。
- ⑤会話しながらの食事には感染リスクがあります。同居の御家族以外の方と食事をする際には、「食事は黙って食べる」、「会話は、必ずマスクを着用する」をお願いします。
- ⑥高齢者など重症化しやすい方がいる家庭では、家庭内感染を避けるため、同居家族であってもマスクの着用、十分な換気、食事を別に食べることなどの感染防止対策をお願いします。
- ⑦クラスター発生防止のため、飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底を常に行ってください。また、感染防止対策を実践していることを、店頭等に掲示するなど、来訪者への呼びかけとともに、感染防止運動を盛り上げてください。
- ⑧変異株の感染者が増加しています。変異株は感染力が強いと言われています。基本的な感染防止対策は変わりませんが、感染防止行動の更なる徹底をお願いします。

【4月24日（土）以降】  
県境を跨ぐ不要不急の移動制限

【凡例】

- 注意して訪問可
- 慎重に行動
- 特に慎重に行動
- 回避（独自の要請等）
- 回避（まん延防止等重点措置）
- 回避（緊急事態宣言）4/25～5/11 予定

本県における国の感染警戒区分  
ステージII相当



## ◎県内移動に関する行動制限

- マスクの着用、「三つの密」の回避など「新しい生活様式」を徹底し、人の移動や人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れずに、慎重に行動してください。
- 同居の御家族以外の方と食事をする際には、「食事は黙って食べ」、「会話をする時はマスクを着用」してください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。対策が不十分な店への訪問は自粛の徹底をお願いいたします。
- 県内旅行の際は、マスクの着用など基本的な感染防止対策を徹底の上、家族や少人数で、混雑する時間や場所を避け、マスク非着用での会話や歌唱など感染リスクの高い行動を回避するなど、細心の注意をお願いします。

## ◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

※不要不急の移動は、旅行や帰省など、時期を改めることが可能な行動であり、通勤、通学など日常生活に必要な行動の自粛をお願いするものではありません。

**○全ての外出について、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。**

※外出・訪問の検討にあたっては、各自治体が発表している行動制限を尊重してください。

※本県を訪問される方には、県民の皆様からも呼びかけてください。

<p>(1) 回避／訪問自粛</p>	<p>次の地域では、感染拡大が顕著であり、不要不急の外出自粛等が発出されていますので、不要不急の移動を回避してください。また、当該地域の皆様は、本県への「不要不急の訪問の自粛」をお願いします。</p>
<p>緊急事態宣言地域</p>	<p>東京都、京都府、大阪府、兵庫県 (4都府県)</p>
<p>まん延防止等重点措置の地域</p>	<p>宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県 (7県) [宮城県] 仙台市、[埼玉県] さいたま市 等2市、 [千葉県] 船橋市 等5市、[神奈川県] 横浜市 等3市、 [愛知県] 名古屋市、[愛媛県] 松山市、[沖縄県] 那覇市 等9市 [※市町村の詳細は別紙]</p>
<p>独自の外出自粛等を発出している地域</p>	<p>福井県、三重県、和歌山県、福岡県、長崎県 (5県) [北海道] 札幌市、[山形県] 山形市、[茨城県] 水戸市 等6市町、 [宮崎県] 日向市 等5市町村 [※市町村の詳細は別紙]</p>
<p>(2) 特に慎重に行動</p>	<p>次の地域への移動については、特に慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「特に慎重な行動」をお願いします。 滋賀県、奈良県、岡山県、徳島県、佐賀県 (5県)</p>
<p>(3) 慎重に行動</p>	<p>次の地域への移動については、慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「慎重な行動」をお願いします。 北海道((1)の地域を除く)、青森県、岩手県、秋田県、 山形県((1)の地域を除く)、福島県、茨城県((1)の地域を除く)、 栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、 鳥取県、広島県、山口県、香川県、高知県、熊本県、大分県、 宮崎県((1)の地域を除く)、鹿児島県 (24道県)</p>

※不要不急の外出自粛が要請されている都県の皆様は、飲食店等の営業時間の短縮等の要請に伴う閉店後の時間帯に、県境を越えて訪問されることについて自粛をお願いします。

◎新型コロナウイルスへの感染防止は、見えない感染者(※)に、「近づく可能性をどうすれば減らせるのか」、「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

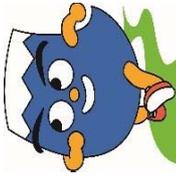


<別紙>

○まん延防止等重点措置や独自の外出自粛等の発出された市区町村

まん延防止等 重点措置の地域	[宮城県] 仙台市 [埼玉県] さいたま市・川口市 [千葉県] 船橋市・市川市・松戸市・柏市・浦安市 [神奈川県] 横浜市・川崎市・相模原市 [愛知県] 名古屋市 [愛媛県] 松山市 [沖縄県] 那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・南城市
独自の外出自粛 等を発出して いる地域等	[北海道] 札幌市 [山形県] 山形市 [茨城県] 水戸市・古河市・かすみがうら市・大洗町・城里町・阿見町 [宮崎県] 日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村

# 「新しい生活様式」実践例(抜粋)

<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p> 	 <p>こまめに換気を!</p>		<p>公共交通機関の利用</p> 
<p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p>	<p>◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p>	<p>◆会話は控えめに混んでいる時間帯は避ける</p>
<p>娯楽、スポーツ等</p> 	<p>食事</p> 	<p>イベント等への参加</p> 	<p>働き方</p> 
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前を利用</p>	<p>◆接触確認アプリの活用を ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークやローテーション勤務・時差出勤 ◆会議はオンライン</p>

<静岡県新型コロナウイルス感染症対策>

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回 (4/17~4/23)	今回 (4/24~4/30)
レベル	警戒レベル4 (県内警戒、県外警戒)	変更なし
県内移動に関する行動制限	○感染防止対策の継続を呼びかけ	変更なし
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	回避／訪問自粛	<p>&lt;まん延防止等重点措置&gt; 宮城県、埼玉県、千葉県、<b>東京都</b>、神奈川県、愛知県、<b>京都府</b>、<b>大阪府</b>、<b>兵庫県</b>、<b>沖縄県</b></p> <p>&lt;独自措置&gt; 長崎県</p> <p>※まん延防止等重点措置又は独自措置の実施市町村は別紙のとおり</p>
	特に慎重に行動	<p>奈良県、<b>和歌山県</b> (和歌山市等9市町を除く)、徳島県、<b>愛媛県</b> (松山市を除く)</p>
	慎重に行動	<p>北海道 (札幌市を除く)、青森県、岩手県、秋田県、山形県 (山形市を除く)、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、<b>福井県</b>、山梨県、長野県、岐阜県、<b>三重県</b>、<b>滋賀県</b>、鳥取県、<b>岡山県</b>、広島県、香川県、高知県、<b>福岡県</b>、<b>佐賀県</b>、大分県、宮崎県 (日向市等5市町村を除く)、鹿児島県</p>
	注意して訪問可	その他の県

<変更点等>

- 「回避」：【緊急事態宣言】東京都、京都府、大阪府、兵庫県
- 「特に慎重に行動」→「回避」：【まん延防止等重点措置】愛媛県、【独自措置】和歌山県
- 「慎重に行動」→「回避」：【独自措置】福井県、三重県、福岡県
- 「慎重に行動」→「特に慎重に行動」：滋賀県、岡山県、佐賀県
- 「注意して訪問可」→「慎重に行動」：山口県、熊本県
- それ以外の地域では、急に感染が拡大する可能性があることから、訪問前に現地情報を収集し、感染防止のための自衛措置を徹底いただくようお願いする。

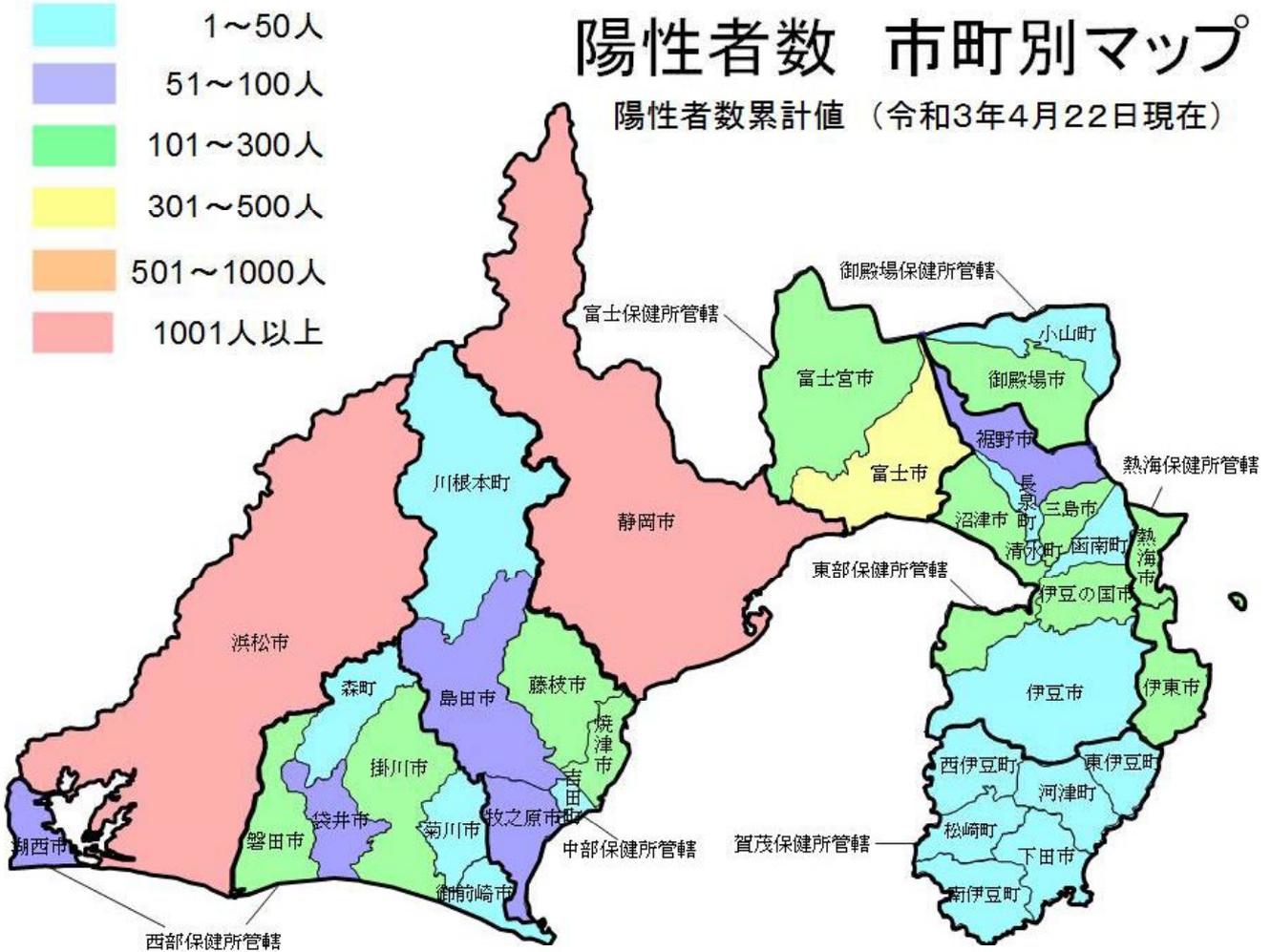
(※県内各市町ごとの累計陽性者数は、市町の要望を踏まえ添付しております。)

回避／訪問自粛（市区町村）

時期	前回（4/17～4/23）	今回（4/24～4/30）
まん延防止等重点措置	（宮城県） 仙台市 （埼玉県） さいたま市、川口市 （千葉県） 船橋市、松戸市、市川市、柏市、浦安市 （東京都） <b>23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市</b> （神奈川県） 横浜市、川崎市、相模原市 （愛知県） 名古屋市 （京都府） 京都市 （大阪府） 大阪市 （兵庫県） 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町 （沖縄県） 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市	（宮城県） 仙台市 （埼玉県） さいたま市、川口市 （千葉県） 船橋市、松戸市、市川市、柏市、浦安市 （神奈川県） 横浜市、川崎市、相模原市 （愛知県） 名古屋市 （愛媛県） <b>松山市</b> （沖縄県） 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市
独自措置	（北海道） 札幌市 （山形県） 山形市 （和歌山県） 和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町 （愛媛県） 松山市 （宮崎県） 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	（北海道） 札幌市 （山形県） 山形市 （茨城県） <b>水戸市、古河市、かすみがうら市、大洗町、城里町、阿見町</b> （宮崎県） 日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

# 陽性者数 市町別マップ

陽性者数累計値（令和3年4月22日現在）



保健所名	市町名	陽性者数
賀茂	計	64人
	下田市	11人
	東伊豆町	12人
	河津町	3人
	南伊豆町	7人
	松崎町	2人
	西伊豆町	27人
	非公開	2人
熱海	計	337人
	熱海市	109人
	伊東市	227人
	非公開	1人
東部	計	825人
	沼津市	276人
	三島市	175人
	裾野市	59人
	伊豆市	43人
	伊豆の国市	139人
	函南町	29人
	清水町	44人
	長泉町	39人
非公開	21人	
御殿場	計	239人
	御殿場市	216人
	小山町	14人
	非公開	9人

保健所名	市町名	陽性者数
富士	計	609人
	富士市	466人
	富士宮市	142人
	非公開	1人
静岡市	静岡市	1,657人
中部	計	573人
	島田市	89人
	焼津市	225人
	藤枝市	171人
	牧之原市	64人
	吉田町	22人
	川根本町	1人
非公開	1人	
西部	計	567人
	磐田市	182人
	掛川市	149人
	袋井市	81人
	御前崎市	16人
	菊川市	27人
	湖西市	77人
	森町	24人
非公開	11人	
浜松市	浜松市	1,187人
その他	県外・非公開・調査中	169人

総計 6,227人

# ○まん延防止等重点措置が発出された都府県等と本県・近隣県の感染ステージの評価状況

(出典：厚生労働省ホームページ、①～④医療体制 4/13 時点、⑤PCR 陽性率 4/11 時点、⑥10万人当たり陽性者数 4/15 時点、⑦感染経路不明割合 4/9 時点)  
 ②入院率については、入院率は療養者数に対する入院者数の割合をいう。ステージ判断は、療養者数が人口10万人当たり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、養生所が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要となる者が同日までに入院している旨、都道府県から報告があった場合には入院率を適用しない。(下表のステージ判断の着色は厚生労働省資料に準じて着色)  
 (出典：静岡新聞朝刊 ⑥10万人当たり陽性者数 4/22 時点 (右端欄) (前日の午後7時30分もしくは午後9時30分までの人数) )

都道府県	医療提供体制			④療養者数 (10万人当たり)	⑤PCR 陽性率	⑥陽性者数 (4/15 時点)	⑦感染経路 不明割合	⑧直近1週間 の増減(参考)	該当 項目数 (ステージⅢ)	該当 項目数 (ステージⅣ)	該当 項目数 計	⑨陽性者数 (4/22 時点)		全国 順位
	①全入院者 確保20%	②入院率 40%以下	③重症患者 確保20%									15人	25人	
ステージⅢ	確保50%	25%以下	確保50%	20人	5%	15人	50%	—	—	—	—	15人	25人	
ステージⅣ	確保50%	25%以下	確保50%	30人	10%	25人	50%	—	—	—	—	25人	25人	

## ◆緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の都府県(予定を含む)

(※順位は感染者の多い方から)

宮城県	46.4	21.1	23.1	43.0	5.8	24.15	45.6	0.80	4	2	6	16.87	16
埼玉県	31.5	31.4	15.0	20.6	4.2	13.56	46.1	1.04	2	0	2	17.97	14
千葉県	24.3	37.0	8.3	14.3	4.0	11.18	60.3	1.10	3	0	3	14.72	19
東京都	24.0	35.0	32.5	29.8	6.5	26.32	60.2	1.23	6	1	7	34.40	5
神奈川県	21.8	27.8	14.2	13.2	5.1	12.34	52.3	1.31	3	0	3	16.80	17
愛知県	25.0	19.8	5.6	20.4	8.5	16.18	40.1	1.41	4	0	4	20.94	10
京都府	45.9	31.6	22.1	25.5	7.6	23.07	48.0	1.33	6	0	6	31.51	7
大阪府	66.2	14.1	65.1	108.1	11.1	77.02	65.5	1.42	1	6	7	89.35	1
兵庫県	73.9	22.4	64.2	50.7	14.8	44.71	54.7	1.53	1	6	7	60.14	2
愛媛県	31.9	29.9	27.3	21.5	10.7	14.49	29.4	0.84	3	1	4	19.49	11
沖縄県	84.6	37.3	46.0	79.1	16.3	55.26	52.5	1.06	3	4	7	49.83	3

## ◆独自の要請(外出自粛、移動自粛)を行っている道県 (※は特定の都市のみに要請)

※北海道	26.2	56.6	11.1	16.1	3.5	10.74	37.8	1.22	1	0	1	14.59	20
※山形県	37.4	32.8	11.5	23.5	5.5	14.75	28.7	1.01	3	0	3	9.46	35
※茨城県	20.8	41.9	10.0	10.8	1.8	9.69	29.0	1.21	1	0	1	13.88	23
福井県	28.2	100.0	4.2	9.4	1.7	5.86	8.0	1.02	1	0	1	17.32	15
三重県	41.6	70.0	13.2	13.1	11.5	9.26	26.8	1.12	1	1	2	14.71	20
和歌山県	64.3	100.0	10.0	27.8	6.7	22.92	15.9	1.41	3	1	4	29.95	8
福岡県	23.0	33.7	6.3	10.3	2.6	10.93	58.0	2.15	2	0	2	22.85	9
長崎県	4.7	43.5	0.0	3.5	0.4	4.07	37.5	5.40	0	0	0	11.30	30
※宮崎県	7.5	32.3	0.0	6.1	2.0	6.24	2.9	13.40	0	0	0	3.91	43

## ◇本県及び近隣県

静岡県	16.0	37.3	6.0	5.7	2.1	4.86	34.8	1.09	0	0	0	4.39	42
新潟県	34.1	68.7	1.8	12.4	2.8	8.50	27.2	1.13	1	0	1	9.99	34
山梨県	10.9	68.9	4.2	5.5	3.2	5.55	31.4	1.45	0	0	0	7.03	39
長野県	41.0	55.1	0.0	15.8	4.4	13.76	28.7	1.17	1	0	1	13.86	24

# 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

(単位：千円)

事業数	48事業
概算事業費	20,251,199千円

## 1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

(13事業 概算事業費：753,889千円)

No	1		
取り組み名	<b>避難所・救護所の感染予防対策（防災資機材整備事業）</b>		
事業概要	大雨や地震等の自然災害が発生した場合の避難所・救護所における感染症対策用として、衛生用品・資機材を購入する。(R2) ・衛生用品、資機材の購入 （マスク、消毒液、パーテーション、防護衣、非接触式体温計 など）		
担当課名	危機管理課	概算事業費	11,985

No	2		
取り組み名	<b>地域外来検査（PCR検査）センターの設置（地域外来検査センター運営事業）</b>		
事業概要	県からの委託により検体の採取を行う地域外来検査（PCR検査）センターを設置する。(R2)		
担当課名	健康増進課	概算事業費	27,858

No	3		
取り組み名	<b>磐田市立総合病院における感染防止対策</b>		
事業概要	職員や入院・外来患者の感染防止対策を図るとともに、患者へ適正な医療を提供するための資機材を整備する。また、職員の負担軽減と家庭内感染防止を目的に、新型コロナウイルス患者等に対応する職員がホテル等宿泊施設に宿泊した場合、宿泊費の助成を行う。 資機材の整備 (R2) ・個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウンなど） ・HEPAフィルター付クリーンパーテーション ・リアルタイムPCR装置 ・人工呼吸器 ・オゾンガス消毒器 ・体表面温度発熱監視装置 ・仮設プレハブハウス ・診察待ち状況案内システム ・診療費後払いシステム ・個人モニター ・人工呼吸器 ・PCR検査装置 など 施設改修 (R3) ・正面玄関及び救急外来専用出入口の整備 宿泊費助成の実施 (R2)		
担当課名	経営企画課・病院総務課	概算事業費	276,317

No	4			
取り組み名	<b>搬送時における感染防止資機材の購入（救急活動推進事業）</b>			
事業概要	患者及び感染の疑いがある傷病者の救急搬送等に係る感染防止を図るため、資機材を整備する。(R2) 資機材の整備 ・陽陰圧装置付搬送具 ・オゾンガス式除染装置 ・隊員感染防止用防護衣 ・自動心臓マッサージ器			
担当課名	警防課	概算事業費	12,166	

No	5			
取り組み名	<b>ふるさと納税を活用した医療従事者支援</b>			
事業概要	ふるさと納税に「新型コロナウイルス感染症対応の医療従事者支援」を追加する。(R2)			
担当課名	秘書政策課	概算事業費	0	

No	6			
取り組み名	<b>窓口における手数料のキャッシュレス決済の導入</b>			
事業概要	手数料支払いにおけるキャッシュレス決済を導入する。(R2)			
担当課名	市民課	概算事業費	4,422	

No	7			
取り組み名	<b>スポーツ施設・文化施設におけるサーマルカメラの導入</b>			
事業概要	スポーツ施設及び文化施設にサーマルカメラ（体表面温度測定機）を2台導入する。(R2)			
担当課名	スポーツ振興課、文化振興課	概算事業費	1,700	

No	8			
取り組み名	<b>介護サービス提供施設における簡易陰圧装置の導入</b>			
事業概要	居室へ簡易陰圧装置の設置を行う施設に対し、補助金を交付する。(R2)			
担当課名	高齢者支援課	概算事業費	1,488	

No	9			
取り組み名	<b>高齢者のインフルエンザ予防接種の接種勧奨</b>			
事業概要	高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率向上に取り組む。(R2)			
担当課名	健康増進課	概算事業費	51,012	

No	10		
取り組み名	<b>磐田市急患センターの施設改修</b>		
事業概要	感染症の疑いのある患者とそれ以外の患者の動線をわけるため、急患センター施設を改修する。(R2)		
担当課名	健康増進課	概算事業費	10,341

No	11		
取り組み名	<b>医療従事者に対する慰労金の支給</b>		
事業概要	磐田市立総合病院及び急患センターで働く医療従事者に対し、慰労金を支給する。(R2)		
担当課名	健康増進課、病院総務課	概算事業費	332,285

No	12		
取り組み名	<b>施設従事者及び高齢者・基礎疾患者のPCR検査</b>		
事業概要	福祉・医療・教育施設従事者に対し、PCR検査の実施体制を構築する。(R2~R3)		
担当課名	健康増進課	概算事業費	19,588

No	13		
取り組み名	<b>市議会タブレット端末導入事業</b>		
事業概要	市議会関連の各種会議、議員活動など人が密集する場における感染拡大防止を図るため、オンライン会議が可能なシステムを構築する。		
担当課名	議会事務局	概算事業費	4,727

## 2 学校等の臨時休業への対応・環境整備

(12 事業 概算事業費：394,540 千円)

No	14		
取り組み名	<b>学校給食用食材のキャンセル分の一部補償（学校給食事務）</b>		
事業概要	学校給食の休止に伴う発注済み食材のキャンセル分に対する一部を補償する。（令和2年3月分）		
担当課名	学校給食課	概算事業費	7,751

No	15		
取り組み名	<b>幼稚園保育園等の感染予防保健衛生用品の購入 （公立保育園施設管理事業、幼稚園施設管理事業）</b>		
事業概要	感染防止対策のため、公立幼稚園・保育園・こども園において、保健衛生用品や備品等の購入を行う。（R2～R3） ・手指消毒液 ・非接触型体温計 ・空気清浄機 など		
担当課名	幼稚園保育園課	概算事業費	11,781

No	16		
取り組み名	<b>小・中学校の感染予防保健衛生用品の購入 （小学校施設管理事業、中学校施設管理事業）</b>		
事業概要	感染防止対策のため、市立小・中学校において、保健衛生用品の購入を行う。（R2～R3） ・手指消毒液 ・非接触型体温計 など		
担当課名	教育総務課	概算事業費	56,997

No	17		
取り組み名	<b>G I G Aスクール構想による小中学生1人1台端末の整備 （学校情報通信ネットワーク環境整備事業、学校情報機器整備事業）</b>		
事業概要	災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する。（R2～） ・端末充電用電源キャビネットの設置 ・1人1台端末の整備（R2:小4～中3 R3:小1～小3）		
担当課名	学校教育課	概算事業費	272,473 ※端末の整備に係る経費は債務負担行為を設定（2,234,140）

No	18			
取り組み名	<b>公共施設（図書館）の衛生管理 （ひと・ほんの庭にこっと運営事業、各図書館施設管理事業）</b>			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■図書消毒器の導入により、紫外線照射による殺菌や消臭、塵や埃の除去を行う。(R2)</li> <li>■飛沫飛散防止パネルを設置及び手指の消毒や、返却本の拭き取り消毒及び貸出時の図書消毒機にかかる消耗資材を購入。(R3)</li> </ul>			
担当課名	ひと・ほんの庭 にこっと 中央図書館	概算事業費	5, 9 9 1	

No	19			
取り組み名	<b>豊田北部小・豊田中への気化式冷風機の設置</b>			
事業概要	空調設備を整備しない豊田北部小・豊田中へ気化式冷風機（36台）を設置する。			
担当課名	教育総務課	概算事業費	3, 4 6 5	

No	20			
取り組み名	<b>子育て支援センターにおける感染防止対策用品の購入</b>			
事業概要	子育て支援センターにおける保健衛生用品を購入する。(R2) ・手指消毒液、物品消毒液、非接触式体温計、空気清浄機など			
担当課名	こども未来課	概算事業費	3, 7 9 2	

No	21			
取り組み名	<b>ひと・ほんの庭 にこっとにおける感染防止対策用品の購入</b>			
事業概要	ひと・ほんの庭 にこっとにおける保健衛生用品を購入する。(R2) ・手指消毒液、物品消毒液、非接触式体温計、空気清浄機など			
担当課名	ひと・ほんの庭 にこっと	概算事業費	4 9 8	

No	22			
取り組み名	<b>小中学校の修学旅行等の中止に係る経費補助</b>			
事業概要	修学旅行を中止又は延期した場合に、発生した保護者負担の経費について補助する。(R2)			
担当課名	教育総務課	概算事業費	7, 2 4 7	

No	23			
取り組み名	<b>公立幼稚園・保育園・こども園の感染対策事業</b>			
事業概要	公立幼稚園・保育園・こども園のトイレの洋式化や網戸設置を行うことで、感染症対策を踏まえた教育・保育環境の改善を図る。			
担当課名	幼稚園保育園課	概算事業費	9, 2 2 4	

No	24			
取り組み名	<b>公立幼稚園・保育園・こども園の研修用タブレット端末配布</b>			
事業概要	各園に1台のリモート会議用の端末を設置することで、コロナ禍における研修会の維持と充実を図る。(R3)			
担当課名	幼稚園保育園課	概算事業費	851	

No	25			
取り組み名	<b>小・中学校への空調設備の設置</b>			
事業概要	学級編成による空調設備が未設置な普通教室について空調設備を設置し快適な学習環境を整える。(R3)			
担当課名	教育総務課	概算事業費	12,000	

No	26			
取り組み名	<b>学校給食施設への空調設備の設置</b>			
事業概要	学校給食施設（調理場、配膳室）に空調機を設置し環境整備をすることで感染防止を図る。(R3)			
担当課名	教育総務課	概算事業費	2,470	

### 3 事業者への支援・経済対策

(14 事業 概算事業費：1,436,784 千円)

No	27		
取り組み名	<b>非常事態宣言の下での休業要請と協力金支給 (新型コロナウイルス感染症休業要請協力金事業)</b>		
事業概要	休業要請に応じた市内で施設・店舗を運営する中小企業者及び個人事業主に対し、30万円の「休業要請協力金」を支給する。(R2)		
担当課名	経済観光課	概算事業費	150,047

No	28		
取り組み名	<b>中小企業の資金繰りへの支援 (中小企業支援事業)</b>		
事業概要	景気減速の対応のため、県制度融資である経済変動対策貸付資金を借り受けた中小企業等に対し、利子補給金の交付を行う。(R2)		
担当課名	産業政策課	概算事業費	405,000

No	29		
取り組み名	<b>プレミアム商品券「いわた応援チケット」の発行 (プレミアム商品券事業)</b>		
事業概要	コロナ禍により疲弊した地域経済の活性化を目的として、市内で幅広く使用できるプレミアム商品券を発行、販売する。(R2)		
担当課名	経済観光課	概算事業費	571,650

No	30		
取り組み名	<b>障害者・高齢者福祉施設への感染防止対策の支援 (障害者福祉施設感染防止対策応援事業、高齢者福祉施設感染防止対策 応援事業、障害児施設感染防止対策応援事業)</b>		
事業概要	「障害者・高齢者福祉サービス」を提供する小規模な社会福祉法人等(グループホーム・デイサービス、ショートステイ)に応援の思いも込めて感染予防対策等のために、本市発行のプレミアム商品券を交付する。(44 法人) (R2)		
担当課名	福祉課、高齢者支援課、 こども未来課	概算事業費	4,400

No	31			
取り組み名	<b>認可外保育施設への感染防止対策の支援</b> (認可外保育施設感染防止対策応援事業)			
事業概要	様々な精神的負担を強いられてきた子どもたちを現場で支えてきた認可外保育施設に対し、これまでの対応への謝意と今後の対策に資するための経費として、本市発行のプレミアム商品券を交付する。(R2)			
担当課名	幼稚園保育園課	概算事業費	1,100	

No	32			
取り組み名	<b>中小企業等の人材確保支援</b>			
事業概要	事業者に対し「いわた雇用奨励金」を支給する。(R2~R3)			
担当課名	経済観光課	概算事業費	24,100	

No	33			
取り組み名	<b>茶園から他作物への転換支援</b>			
事業概要	茶園から他作物への転換支援として「茶園転換支援事業費補助金」を交付する。(R2~R3)			
担当課名	農林水産課	概算事業費	8,000	

No	34			
取り組み名	<b>中小企業等の新製品開発・販路開拓等への支援</b>			
事業概要	新製品・新サービスの開発や販路開拓への支援として「販売力強化補助金」を交付する。(R2~R3)			
担当課名	産業政策課	概算事業費	15,000	

No	35			
取り組み名	<b>指定管理者への支援</b>			
事業概要	指定管理施設の点検管理や環境整備を図るため支援金を支給する。(R2)			
担当課名	資産経営課	概算事業費	8,987	

No	36			
取り組み名	<b>移動販売等導入支援事業</b>			
事業概要	事業存続に向けた業態転換等の支援として、移動サービス車及び設備の購入・改修費を補助する。(R3)			
担当課名	産業政策課	概算事業費	5,000	

No	37		
取り組み名	<b>プレミアム商品券「いわた応援チケット2」の発行 (プレミアム商品券事業)</b>		
事業概要	コロナ禍により疲弊した地域経済の活性化を目的として、切れ目ない景気対策としてプレミアム商品券を発行・販売する。(R2~R3)		
担当課名	経済観光課	概算事業費	177,500

No	38		
取り組み名	<b>キャッシュレスキャンペーン事業</b>		
事業概要	中小事業所を対象としたスマホによるキャッシュレスキャンペーンを実施する。(R3)		
担当課名	経済観光課	概算事業費	36,000

No	39		
取り組み名	<b>中小企業等の感染防止対策</b>		
事業概要	企業が独自で感染対策として購入または改修した費用の一部を補助する。(R3)		
担当課名	産業政策課	概算事業費	20,000

No	40		
取り組み名	<b>事業所・オフィス立地に対する補助制度の創設</b>		
事業概要	新たに市内に事業所・オフィスを立地する企業に対し、初期費用を支援する。(R3)		
担当課名	産業政策課	概算事業費	10,000

## 4 市民への生活支援

(8事業 概算事業費：17,665,986千円)

No	41		
取り組み名	<b>特別定額給付金の給付（特別定額給付金給付事業）</b>		
事業概要	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、1人につき10万円の「特別定額給付金」を支給する。(R2)		
担当課名	秘書政策課	概算事業費	17,123,672

No	42		
取り組み名	<b>子育て世帯への臨時特別給付金の給付 （子育て世帯臨時特別給付金給付事業）</b>		
事業概要	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受け、児童手当受給者に対象児童1人につき1万円の「子育て世帯臨時特別給付金」を支給する。(R2.6)		
担当課名	こども未来課	概算事業費	233,530

No	43		
取り組み名	<b>住居確保給付金の給付（住居確保給付金支給事業）</b>		
事業概要	収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同程度の状況となり住居を失う恐れがある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。(R2)		
担当課名	福祉課	概算事業費	21,285

No	44		
取り組み名	<b>県外で頑張る学生への支援（ふるさといわた学生応援事業）</b>		
事業概要	本市出身の県外で頑張っている学生の皆さんに、磐田の特産品を贈るとともに、メッセージを併せて送ることで、ふるさと磐田を感じてもらえるような支援を行う。(R2~R3)		
担当課名	秘書政策課	概算事業費	16,242

No	45		
取り組み名	<b>ひとり親世帯への臨時特別給付金の給付 （ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業）</b>		
事業概要	子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行う。(R2.12)		
担当課名	こども未来課	概算事業費	167,201

No	46		
取り組み名	<b>離職者の緊急雇用対策</b> <b>(会計年度任用職員給与費(緊急雇用対策)、道路舗装修繕原材料支給・除草用器材貸出事業(緊急雇用対策))</b>		
事業概要	離職した市民への支援を目的とした緊急雇用対策として、会計年度任用職員として働くことを希望する方を募集する。(5名程度)(R2~R3)		
担当課名	職員課、道路河川課	概算事業費	18,085

No	47		
取り組み名	<b>国民健康保険傷病手当金の支給(傷病手当金支給事業)</b>		
事業概要	国民健康保険制度において、感染又は感染した疑いのある被保険者に傷病手当金を支給する。(R2)		
担当課名	国保年金課	概算事業費	6,000

No	48		
取り組み名	<b>子育て世帯生活支援特別給付金の支給</b>		
事業概要	低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給する。(R3)		
担当課名	こども未来課	概算事業費	79,971

## 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

### 【体制整備】

- 1 実務：新型コロナワクチン対応班 6 名（事務所：旧豊田北部小学校）
- 2 コールセンター：N T T（15 回線に対応）予約受付、問い合わせ対応
- 3 ウェブ予約受付：ライン（安全性が確認できるまで保留）
- 4 会場設営等：J T B（設営・スタッフ派遣）

### 【接種体制】

- 1 対 象 65 歳以上：約 50,000 人、16 歳～64 歳：約 97,000 人
- 2 優先順位 ①医療従事者 ②65 歳以上 ③16 歳～64 歳
- 3 接種方法 集団接種・巡回接種・個別接種
- 4 会 場 集団接種：コロナワクチン接種センター（旧豊田北部小学校）  
i プラザ、福田中央交流センター、竜洋体育センター  
豊岡中央交流センター  
個別接種：市内協力医療機関 約 50 医療機関  
巡回接種：接種状況により集団接種会場以外の会場を巡回
- 5 従 事 者 集団接種：医師会医師（約 100 人）・看護師（約 70 人）・薬剤師  
巡回接種：聖隷福祉事業団
- 6 ワクチン供給状況  
医療従事者分：2 箱供給済み（2,340 回分）  
高齢者用：5 月 3 日の週までに 15 箱供給予定（14,625 回分）
- 7 接種スケジュール  
①医療従事者（2,500 人）1 回目 4/17・4/24・4/25  
2 回目 5/8・5/15・5/16  
②65 歳以上（約 50,000 人）5/17～  
③16 歳～64 歳（約 97,000 人）未定  
④高齢者施設入所者（約 2,500 人）4/26～
- 8 接種券送付スケジュール  
85 歳以上 5/8 までに到着  
65～84 歳 ワクチン供給状況や 85 歳以上の予約状況により  
複数回に分けて順次発送
- 9 予 約 5/10 コールセンターにて受付開始  
ライン受付は保留
- 10 課 題 ○ワクチン供給スケジュールが不明確（予約枠を設定しにくい状況）  
○一般接種を想定し接種会場の拡大が必要  
○ライン予約の安全性確認

## コロナワクチン経過

- ・ R 2 年 12 月 18 日 厚労省の自治体向け説明会  
国からは、R 3 年 3 月までに、住民向け接種体制の確保（接種会場の確保、住民への個別通知、低温冷凍庫の配備、相談体制（コールセンター）の確保など）について要請あり。

### 【組織体制】

- ・ R 3 年 1 月 7 日 健康増進課内に「新型コロナワクチン対応班」を設置

### 【医師会など関係機関との協議】

- ・ 1 月 6 日～ 磐田市医師会、磐周医師会とは週 1 回協議を継続
- ・ 2 月 10 日 聖隷福祉事業団（福田保健事業部長他）本市訪問  
…磐田市医師会長を交え、協力体制を確認  
以後、聖隷福祉事業団とも随時協議
- ・ 2 月 17 日～ 医師会、歯科医師会、薬剤師会と月 1 回協議を継続

### 【予算確保】

- ・ 3 月 23 日 R 2 年度補正予算（第 12 号）議決  
予算額 73,578 千円（内、69,831 千円 繰越明許）  
…体制確保 R 2 年度執行分、集団接種準備経費など
- ・ 3 月 23 日 R 3 年度補正予算（第 1 号）議決  
予算額 1,049,460 千円  
…体制確保 R 3 年度執行分、接種会場運営経費など

### 【ワクチン接種】

- 市立総合病院職員 3 月 12 日～5 月 7 日 医師他 1,350 人接種（接種率 95%）
- 市内医療従事者 4 月 17 日～5 月 16 日 対象：約 2,500 人
- 高齢者接種 対象：約 50,000 人
  - ・ 3 月 18 日 県から内示（4/26 の週までに 1,910 回分を納品）  
量が限定的であることから、感染者が発生した場合のクラスター化するリスクや、医療機関への影響も大きい、「高齢者施設の入所者」向けに接種する方針を決定
  - ・ 4 月 13 日 県から内示（次の 5/3 の週までに 13,650 回分を納品）  
高齢者施設入所者分（医療従事者・高齢者施設従事者含む）を差引くと 9,500 回分のワクチン量  
本市 65 歳以上人口 約 50,000 人、80 歳以上人口 約 16,700 人、  
85 歳以上人口 約 9,300 人  
次の納品（5/17 の週まで分）が、明確でないことから、まずは 85 歳以上の高齢者に接種券を発送する方針（予約枠 4,500 人分）を決定
  - ・【最新情報】 4 月 22 日 県から内示（5/17 の週までに 8,190 回分を納品）  
これにより、85 歳以上の予約枠は、ほぼ 100%確保